

令和6年度 除雪派遣サービスの概要

1. 利用対象者 ※農村地域は除きます。

居住者が自力で除雪作業が困難であり、近隣に健康な親族が居住していない一戸建て家屋に住み、生計中心者の令和5年度の市・道民税が非課税であり、住んでいる方全員が次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ① 満70歳以上（昭和30年3月31日生まれまで）の高齢者のみの世帯
※（夫婦であればどちらか一方が70歳以上の世帯）
- ② 介護保険制度で要介護状態（要介護1～5）と認定された方
- ③ 身体障がい者（身障1級、2級及び3級）の方
- ④ 精神障がい者（1級及び2級）の方
- ⑤ 18歳以下（平成16年4月2日以後生まれ）の方
- ⑥ 知的障がい者（療育手帳A判定及びB判定）の方

◆施設入所や入院など、通常留守宅となる場合は利用対象から除きます。

2. サービス内容

◎除雪作業は、シルバー人材センターなど各事業所から作業員を派遣するほか、社会福祉協議会が手配した作業員にて行います。

◎実施期間は12月1日から3月31日までです。

◎作業終了時刻等の具体的な時間指定はできません。

◎利用料金は、1回のサービス利用につき720円です。

◎このサービスは1シーズン20回の利用を限度といたします。

※21回目以降の利用は1回の除雪作業につき1,510円利用料金がかかりますので、ご承知おき願います。



! 除雪は原則、公道除雪（市の除雪車）出動日の概ね午前中に玄関から公道までの通路部分を歩行に支障のない程度幅（概ね90cm）に行います。（上記除雪作業完了を以って、作業終了といたします。）

! 通路部分以外の除雪作業は行いません。

! 敷地の状況等により、作業が困難な場合はお断りする場合があります。

! サービス開始後、作業員派遣時にご自身や近隣の方などで除雪完了していることが続いた場合、利用中止となる場合があります。

 裏面へ続く

注意

- ◆担当事業所によっては、土曜日・日曜日・祝日・年末年始の除雪作業がお休みとなる場合があります。
- ◆作業協力員の確保が困難な場合は、当サービスの提供をお断りすることがあります。



3. 料金の支払い

除雪作業協力員もしくは社会福祉協議会職員が 1 ヶ月分まとめて料金を集金に参ります。
※生活保護法による被保護世帯は、生活保護受給者証（写）の提出があれば、利用料が免除されますので、申込時にあわせてご提出願います。

お問い合わせ（お申込み）先

〒069-0811

江別市錦町 14 番地の 87 江別市総合社会福祉センター内
社会福祉法人 江別市社会福祉協議会

TEL：(011) 385-1234 / FAX：(011) 385-1236

このサービスは社会福祉協議会からの助成により、
安価な料金で除雪作業を提供するサービスです。

《除雪作業 1 回あたりの料金表》

利用料金①	助成金②	利用者負担金 (①-②)
1,510 円	790 円	720 円

※ 1 シーズンの利用回数が 20 回までの利用料金です。

